

財政援助団体等監査 結果報告書

(平成29年1月31日)

監査対象団体等

ハウス美装工業株式会社

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成29年1月31日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

鍋嶋 明人(なべしま あきひと)

藤原 雅雄(ふじはら まさお)

白石 義人(しらいし よしひと)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成28年度財政援助団体等監査の結果について

- 1 監査対象局（高松市庵治ほっとぴあんを所管する局）

健康福祉局（保健センター）

- 2 監査対象団体等（高松市庵治ほっとぴあんの指定管理者）

ハウス美装工業株式会社

- 3 所属別監査結果

	局及び団体等	指摘	意見	合計
1	健康福祉局 (保健センター)	1	1	2
2	ハウス美装工業株式会社	2		2
	合計	3	1	4

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

- 4 監査実施期間

平成28年10月26日から平成29年1月12日まで

- 5 監査対象事務

	局及び団体等	監査対象事務
1	健康福祉局 (保健センター)	平成27年度及び平成28年度において、指定管理者 ハウス美装工業株式会社が行った、高松市庵治ほっとぴあんの管理に係る出納その他の事務
2	ハウス美装工業株式会社	平成27年度及び平成28年度において、指定管理者として行った、高松市庵治ほっとぴあんの指定管理業務全般

- 6 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、高松市庵治ほっとぴあんを所管している健康福祉局保健センター及び同施設の指定管理者であるハウス美装工業株式会社から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、平成28年11月24日に、施設管理運営状況を確認するため、高松市庵治ほっとぴあんにおいて実地監査を行った。

7 監査の結果

監査の結果、監査対象局及び監査対象団体等の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

8 事情聴取（平成29年1月12日実施）の状況



監査委員による事情聴取

高松市庵治ほっとぴあんの指定管理について

1 高松市庵治ほっとぴあんにについて

高松市庵治ほっとぴあんは、高松市庵治町978番地に所在し、平成10年7月1日に医療保健福祉施設として開設され、温浴施設のほか、娯楽設備やトレーニング設備等を備え、市民に健康増進、保養及び憩いの場を提供している。

同施設への指定管理者制度は、平成20年4月1日から導入され、平成25年3月31日までの5年間、ハウス美装工業株式会社が管理・運営を担った。その後、指定管理期間の満了に伴い実施された指定管理者候補者選定に係る審査の結果、同社が再度選ばれ、引き続き、平成30年3月31日までの5年間、管理・運営を担うこととなった。



2 指定管理者について

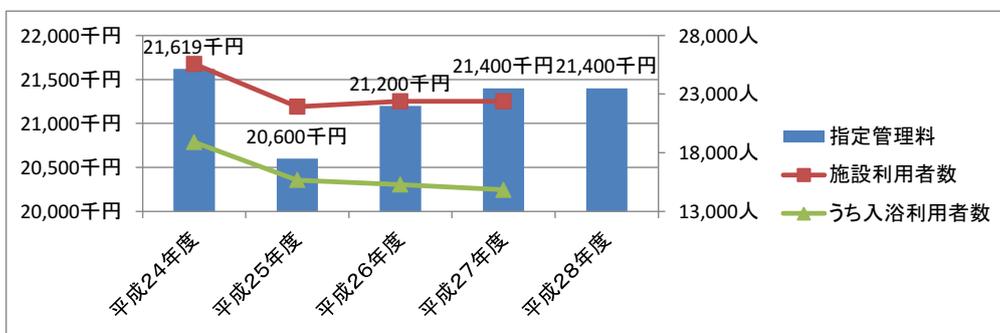
高松市庵治ほっとぴあんの指定管理者であるハウス美装工業株式会社は、高松市藤塚町三丁目12番12号に本社を置く企業である。

同社は、平成20年4月1日から、高松市庵治ほっとぴあん条例、高松市庵治ほっとぴあん条例施行規則、高松市庵治ほっとぴあん指定管理者募集要項、高松市庵治ほっとぴあん業務仕様書及び指定管理者が本市に対して提案した年度事業計画書に基づき、同施設の管理業務を行っている。

また、同社は、平成19年4月1日から、指定管理者として高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場の管理・運営にも携わっており、このメリットを生かしたパンフレットの統一化や割引制度の導入など、両施設の相互利用を促進する取組を行っているところである。



3 指定管理料（管理経費の額）及び施設利用者数等の推移



4 指定管理者が行う業務内容

指定管理者であるハウス美装工業株式会社が行う業務は、次のとおり。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用申請に対する許可及び取消等に関する業務
- (3) 施設利用の促進に関する業務

平成28年度財政援助団体等監査結果一覧

H29.1.31

結果 No.	区分 ※	項 目	公表文 該当ページ	局及び団体等
1	指摘	浴室利用料の改定について	P5	健康福祉局 (保健センター)
2	意見	諸規程等の整備に係る指導・助言について	P6	
3	指摘	浴室利用料の改定について	P7	ハウス美装工業株式会社
4	指摘	市の指定管理者であることの明記について	P8	

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第5号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	健康福祉局 (保健センター)	区分	指摘
指摘の項目	浴室利用料の改定について		
指摘する理由	<p>条例では、浴室利用料は、指定管理者が市長の承認を得て定めることとされている。</p> <p>しかし、浴室利用料の改定に当たり、事前に、保健センターを始めとする、関係4課による協議が行われ、その協議をもって浴室利用料の改定方針を決定していたことが明らかになった。</p> <p>また、指定管理者から浴室利用料の改定に係る申出があった場合の審査について、審査基準がなく、同承認手続きが不透明である。</p>		
指摘	<p>指定管理者制度導入の趣旨に沿い、浴室利用料の改定に当たっては、指定管理者に審査基準を示すとともに、条例に規定する範囲内で、指定管理者に一任されたい。</p>		
根拠法令・通知等	高松市庵治ほっとぴあん条例第6条第2項		
内容	<p>利用料金は、別表に規定する額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成28年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第5号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	健康福祉局 (保健センター)	区分	意見
意見の項目	諸規程等の整備に係る指導・助言について		
意見を付す理由	<p>基本協定書では、指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等の整備することとされており、業務仕様書では、当該諸規程等を作成する際の市との協議を求めている。</p> <p>しかし、指定管理者は、高松市庵治ほっとぴあんの管理・運営に係る各種諸規程等を整備しておらず、指定管理者に対する市の指導も十分であるとは言えない。</p>		
意見	<p>指定管理者による諸規程等の整備に当たり、市から指定管理者に対し、諸規程等の雛形を提供するなどの指導・助言を行い、その後の協議が円滑に行われる仕組みを検討されたい。</p>		
根拠法令・通知等	高松市庵治ほっとぴあん業務仕様書第15-(4)		
内容	指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要項等を作成する場合は、市と協議を行うこと。		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象団体等

平成28年度／ハウス美装工業株式会社

告示番号	高松市監査委員告示第5号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	ハウス美装工業株式会社	区分	指摘
指摘の項目	浴室利用料の改定について		
指摘する理由	<p>条例では、浴室利用料は、指定管理者が市長の承認を得て定めることとされている。</p> <p>しかし、指定管理者は、浴室利用料の改定にあたり、事前に市から示された浴室利用料改定方針に基づき、浴室利用料改定額を決定している。</p>		
指摘	<p>指定管理者制度導入の趣旨に沿い、浴室利用料の改定に当たっては、事前に市の意向を伺うことなく、条例に規定する範囲内で、指定管理者が主体的に判断されたい。</p>		
根拠法令・通知等	高松市庵治ほっとびあん条例第6条第2項		
内容	<p>利用料金は、別表に規定する額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>		

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象団体等

平成28年度／ハウス美装工業株式会社

告示番号	高松市監査委員告示第5号	告示日	平成29年1月31日
所管課等	ハウス美装工業株式会社	区分	指摘
指摘の項目	市の指定管理者であることの明記について		
指摘する理由	<p>募集要項では、指定管理者が管理運営をしている市の施設であることを明示しなければならないとされている。</p> <p>指定管理者のホームページでは、高松市庵治ほっとぴあんの管理運営を行っていることを明示している一方、施設内及びパンフレット等にはその表示がない。</p> <p>また、市の担当課等の表示もされていないことから、募集要項に規定する要件を満たしているとは言えない。</p>		
指摘	<p>指定管理者により管理・運営されている市の施設であることを利用者に示すため、募集要項に基づき、適正に表示されたい。</p>		
根拠法令・通知等	高松市庵治ほっとぴあん指定管理者募集要項第14-(4)		
内容	<p>指定管理者は、指定管理者の名称と連絡先、市の担当課と連絡先を施設内に表示し、又はパンフレット等に明記するなど、指定管理者が管理運営をしている市の施設であることを明示していただきます。</p>		